

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交番及び駐在所防犯カメラの売買
- (2) 購入物品の品名、数量及び規格等
交番及び駐在所防犯カメラ規格等については「仕様書」のとおり
- (3) 納入期限
令和8年3月20日(金)まで
- (4) 納入場所
那覇警察署謝名堂駐在所ほか2か所（別紙「交番及び駐在所防犯カメラ納品場所一覧」のとおり）

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 国又は沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 次の各号に該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項を提出した者
- (4) 応札する物品の仕様が本件仕様書に適合することを確認できる書類を令和7年7月11日(金)までに提出し沖縄県警察本部の承諾を得た者

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当するもの及び同条第2項各号に該当する認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 入札書の提出日時及び場所

- (1) 提出日時
令和7年7月30日(水)午後5時
- (2) 提出場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課（財産管理係）

5 開札日時及び場所

- (1) 日時
令和7年7月31日(木)午前10時
- (2) 場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階警察資料室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書を作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和7年7月31日開札【交番及び駐在所防犯カメラの売買】の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (2) 郵便（簡易書留郵便又はこれに準ずるものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年7月31日開札【交番及び駐在所防犯カメラの売買】の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記4(2)宛に入札書の提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

- なお、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。
 - (4) 再度の入札を行う入札者にあつては、上記 5 の日時及び場所に入札書を持参しなければならない。

7 入札保証金

別紙「入札保証金に関する説明書」のとおり

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額については、契約保証金に準じた額とし定額填補とする。）を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2ヶ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結しかつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出したとき。

9 最低制限価格

設定しない。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約ができるものとする。
- (4) 郵送による入札者がある場合に再度入札に至った場合には、郵送による入札者を除き、入札書を持参したもので再度入札を行うものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 沖縄県警察本部地域部地域課・警務部会計課

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

13 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 代理人が出席する場合は委任状を当日提出するものとする。
 - (3) 本件入札に参加する者は、入札公告及び入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。